

児童養護施設における
権利擁護のためのチェックリスト
実施要領

令和7年度版

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

原 則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員(以下、『^{わたくし}私たち』という。)は、日本国憲法、児童福祉法、児童憲章、国連・子どもの権利に関する条約、児童虐待の防止等に関する法律、こども基本法等にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使 命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの^{せいめい}生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の意見を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育み、自立を支援します

児童相談所や市区町村、学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。また、退所した児童の自立を継続して支援します。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会と協働しながら、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定

2025年5月30日 一部改正

児童養護施設における権利擁護のためのチェックリスト 実施要領

もくじ

はじめに	2
I 趣旨	3
II 10の基本原則	3
III 権利の尊重に基づく行動規範	4
IV 権利侵害について	5
V チェックリストについて	6
VI チェックリスト実施要領（施設版） 1. チェックリストの目的と活用 2. チェックリストと自己点検の留意事項	7
VII チェックリスト実施要領（職員版） 1. チェックリストの目的と活用	9

はじめに

本会では、平成 18 年度より「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応に関する要項およびチェックリスト」による自己点検を全国の児童養護施設に呼びかけて、平成 25 年度には「被措置児童等虐待根絶のための特別委員会」を設置して被措置児童等虐待を根絶すべく対応策を検討、平成 26 年度には「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト（職員版）」を作成するなど、これまで子どもの権利擁護と権利侵害の防止に取り組んできました。また、国においても、平成 21 年に改正児童福祉法が施行されたこと等を受け、都道府県等に対し「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を提示し、取り組みを進めています。

児童養護施設は、様々な経験や複雑な事情をかかえて入所してきた子どもたちが安心して生活を営む拠点として、子どもたちの権利を守る使命があります。子ども一人ひとりの健やかな成長と発達を育み、育ちの過程において自己実現と自立に向けた支援が保障される場でなければなりません。あわせて、法令を遵守し、公正で公平、そして常に倫理意識をもって適切かつ計画的に養育の実践が行われ、そのための施設運営がなされなければなりません。そのためには、法人役員、施設長、職員が組織的に一体となって、養育の質的、専門的向上に取り組んでいく必要があります。

しかし、未だに被措置児童等虐待の根絶には至っておらず、とりわけ近年、被虐待経験のある子どもたちの入所が増えているなか、施設に入所した後もなお虐待を受けることは、断じてあってはなりません。私たち児童養護施設は、被措置児童等虐待の根絶に向け、主体的かつ積極的に取り組みを進めなければなりません。

本チェックリストによる自己点検を開始してから 15 年以上が経過し、点検項目の見直しも定期的に行ってまいりましたが、近年、会員施設の回答率は低調に推移しています。再度、本チェックリストによる取り組みの重要性を再認識し、会員施設による継続的な実施につなげることを目的として、このたび本会では本チェックリストの大幅な改定に取り組みました。改定にあたっては、近年の児童養護施設をめぐる施策動向等を踏まえつつ、現場でより子どもの権利擁護に資するよう、施設版は大幅に項目を減らし、一方で職員版は追加・整理するなどに取り組んでいます。

すべての児童養護施設における本チェックリストの積極的な活用を通じて、職員の養育の質の向上に資するものとなり、子どもの権利擁護と権利侵害防止に徹底して取り組まれることを切に願います。

2025（令和7）年5月

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

I. 趣旨

1. この要領は、児童養護施設のすべての子どもの人格を尊重し、子どもの最善の利益を最優先する養育を保障することを目的として、権利擁護と権利侵害の禁止・防止、権利侵害に起因する問題が生じた場合の適切な対処、さらに施設運営と子どもたちの養育における改善等の課題を各児童養護施設が確認し、解決のために取り組んでいくべき事項を定めるものとする。
2. 各児童養護施設においては、本要領およびチェックリストをもとに、自己点検等を毎年行い、改善すべき課題を明らかにし、その改善に向けた計画とプロセスを明らかにするとともに、解決に向けて取り組んでいくものとする。
3. 各児童養護施設においては、権利擁護、権利侵害の禁止・防止および適切な対応をはかるため、次の基本原則および行動規範をもとにし、施設と職員が理解を共有して取り組んでいくものとする。
4. 各児童養護施設においては、次の基本原則および行動規範やチェックリストを参考にされ、必要とされる諸規程等を整備していくものとする。
5. 全国児童養護施設協議会は、各児童養護施設での自己点検の結果を全国的に集約し、達成状況を把握するとともに、その結果と課題を全国的に提示し、施設運営と子どもたちへの養育の質的な改善と施設運営の向上に資するよう、活用していくこととする。

II. 10の基本原則

1. 入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める（権利擁護）
2. 入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する（成長の保障）
3. 入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する（主体性の尊重）
4. 入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く（信頼関係）
5. 入所児童が安心し、安全・安定した生活のいとなみを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める（安定した生活）
6. 入所児童に対する体罰や不適切な関わりは権利侵害であり、いかなる理由があれ、許さない（権利侵害の否定）

7. 児童養護施設の事件・事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する（発生の予防と対応）
8. 児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく（倫理観の確立）
9. 児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な養育が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携をはかるとともに、職員が養育の方法と技術を習得するよう、働きかけていく（点検と研鑽）
10. 保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める（地域社会との連携）

Ⅲ. 権利の尊重に基づく行動規範

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない。
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない。
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない。
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、個人情報等を他に漏らしてはならない。
5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する。

IV. 権利侵害について

○令和4年12月に成立した改正民法において、親権者等による子の懲戒権に関する規定が削除され、新たに「子の人格の尊重等」に関して、「親権を行う者は、(中略)子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」ことが規定されました。

○それにもなって児童福祉法も改正され、「(前略)施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」ことが規定されました。

○また、児童虐待の防止等に関する法律第2条では、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」、「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(略)その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と虐待を定義しています。そして、同法第3条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」とあり、広く児童への権利侵害の禁止をさすものと、解されます。

○先述の「被措置児童等虐待対応ガイドライン」においては、下記のような説明がなされています。

被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

①身体的虐待

- ・打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に締め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為などを指します。

②性的虐待

- ・被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・被措置児童等の性器を触るまたは被措置児童等に性器を触らせる性的行為(教唆を含む)
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィー等を見せるなどの行為を指します。

③ネグレクト

- ・学校等に登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児のみを残したままにするなど
- ・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど
- ・同居人や養育家庭等に入出入りする第三者、生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ・他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
- ・泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する
- ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行うなどの行為を指します。

④心理的虐待

- ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど

- ・被措置児童等を見捨てたり、拒否的な態度を示すなど
- ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返す
- ・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
- ・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
- ・適正な手続き（強制的措置）をすることなく、子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する
- ・他の児童と接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりするなどの行為を指します。

○本チェックリストでは不適切な関わりについて、「子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、脅かしの態度、不適切な性的かわり等」としました。本要領およびチェックリストでは、これらを総じて、権利侵害とするものです。

V. チェックリストについて

○本チェックリストは、「施設版」と「職員版」の2種類があります。

	施設版	職員版
配布時期	毎年12月頃	毎年4月頃
施設における取り組み時期	毎年12月～1月頃	年度内に2回以上 ※施設ごとに設定
全養協への回答提出	あり ※施設名が明らかになることはありません	なし
取り組み方法（※）	○原則、全職員による自己点検を実施。 ○施設長を責任者とする権利擁護委員会等において結果を確認し、合意形成をはかる。 （★合意形成にいたった結果表を全養協に提出） ○自己点検で明らかになった課題と改善計画、プロセスを職員会議等で検討 ○改善の進捗状況を理事会等に報告（子どもにも説明）	○全職員による自己点検を実施 ○施設長は、職員との個人面接等により職員の回答に対する意識・見解を確認し、合意形成をはかるとともに、改善の必要について話し合いを行う。

※取り組み方法の詳細は、次ページ以降の実施要領をご確認ください。

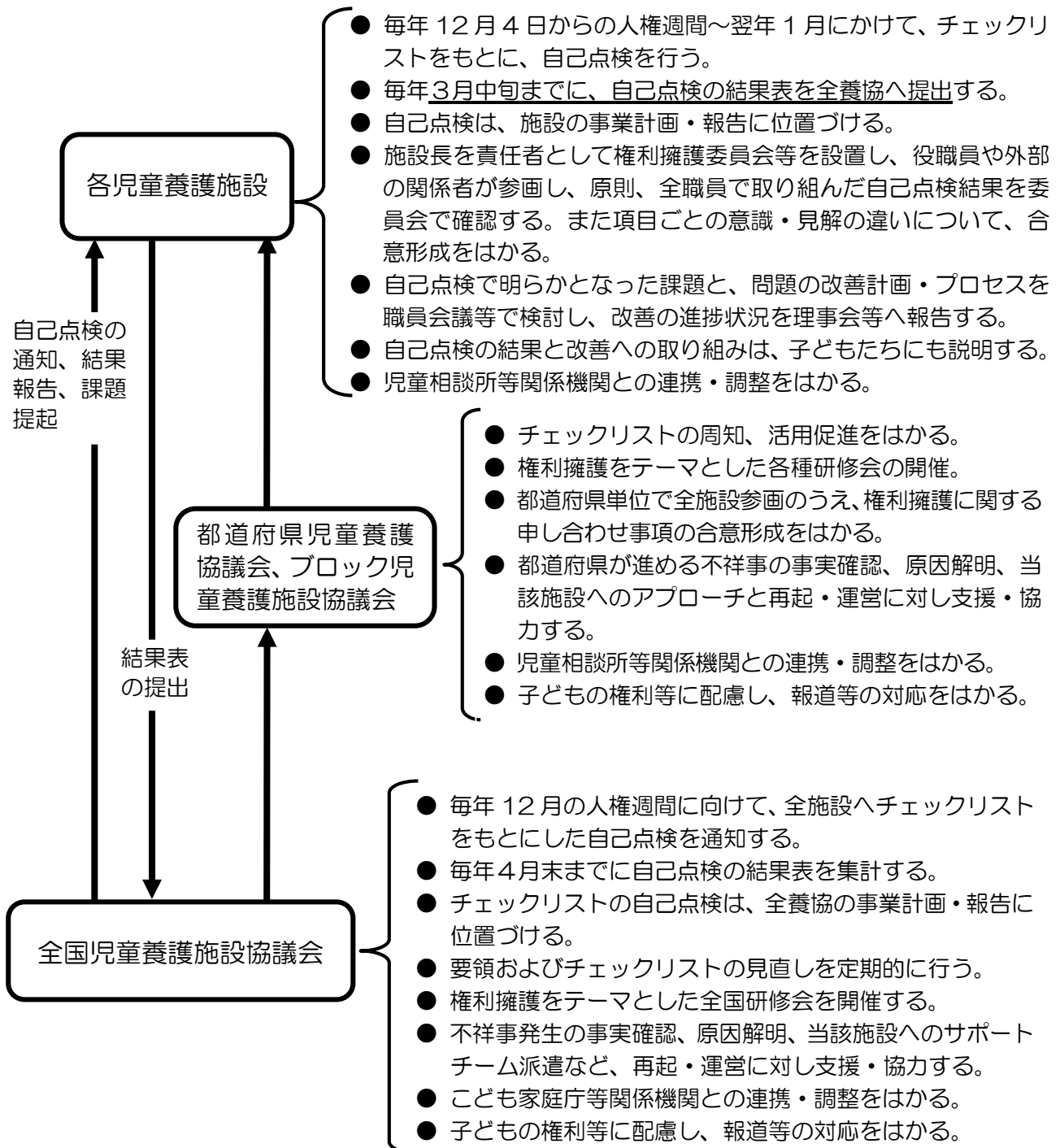
Ⅵ. チェックリスト実施要領（施設版）

1. チェックリストの目的と活用

（１）目的

本チェックリストをもつての自己点検を契機として、児童養護施設における権利擁護と権利侵害の禁止・防止、適切な養育を行うことに、徹底して取り組まれることを期待するものです。そして、取り組みの評価の優劣をつけるものではなく、自己点検により明らかとなった課題や問題を、解決までのプロセスとして取り組んでいくことを目的としています。

（２）実施手順と活用方法

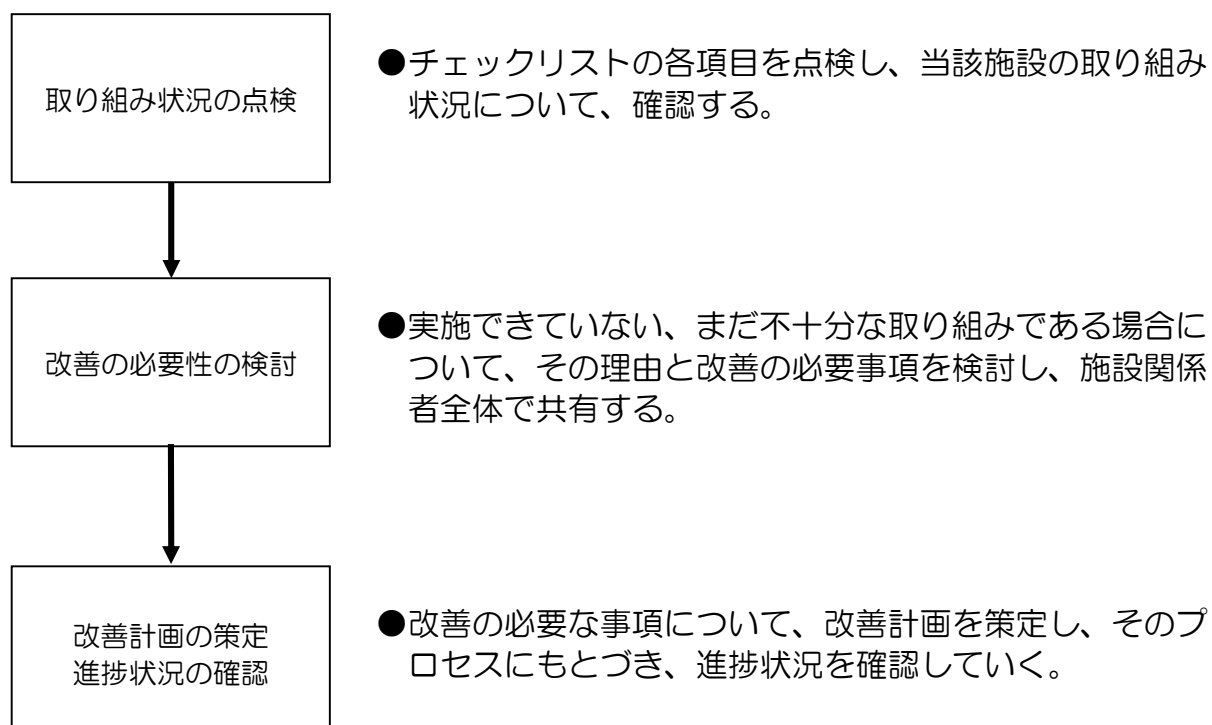


2. チェックリストと自己点検の留意事項

(1) チェック項目

- ①チェック項目は、児童養護施設で実施すべき事項を提示したものです。そのため、自己点検におけるチェック方法は「YES」、「NO」としています。
- ②点検者のチェック項目に対する意識・見解を確認し、違いについて合意形成がはかれるように、チェック項目の下に摘要欄を設け、「実施できていない」、「まだ不十分な取り組みである」という場合、その理由や改善の必要な内容を記入できるようにしています。
- ③全職員にチェック項目を提示し、理解を深めるとともに、自己点検は原則、全職員で行う、または法人役員、施設長、事務長等管理運営責任者、直接養育に関わる職員、心理職などさまざまな職種、立場の者が一体となって、自己点検を行うものとしします。
- ④各施設は、自己点検の合意形成にいたった（とりまとめた）結果表 1 枚を、全養協へ提出するものとしします。（実施したすべての職員分の提出は不要）
- ⑤自己点検をもとに改善に取り組む際は、都道府県・児童相談所等関係機関との連携・調整を十分にはかります。

(2) 自己点検の手順



Ⅶ. チェックリスト実施要領（職員版）

1. チェックリストの目的と活用

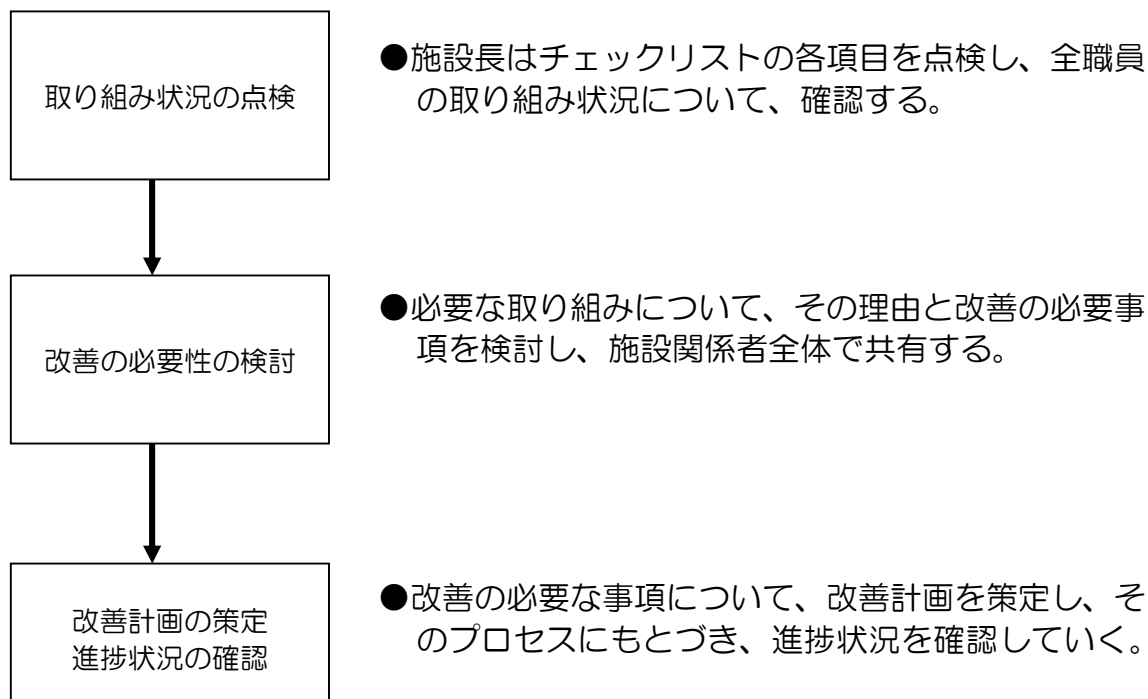
（１）目的

本チェックリストをもつての養育の振り返りと自己点検を契機として、職員の権利意識の涵養と、養育の定期的な振り返りによる権利侵害の禁止・防止、適切な養育に向けた取り組み等を期待するものです。職員の取り組みに評価の優劣をつけるものではなく、自己点検により明らかとなった課題や問題を施設長と職員、職員間等で検討し、解決に向けて取り組んでいくことを目的としています。

（２）活用

- ①チェック項目は、児童養護施設で養育を担当する職員を念頭に提示しているものです。したがってチェックリストを記入する職員自身の担当業務により、該当する事項がない項目は空欄でも可とします。
- ②全職員にチェック項目を提示し理解を深めるとともに、自己点検を行い、法人役員・施設長・事務長等管理運営責任者、直接養育に関わる職員、心理職などその他の全ての職員・立場の者が、一体となって取り組んでください。
- ③自己点検におけるチェックは「○」、「×」とします。
- ④施設長は、面接により職員のチェック項目に対する意識・見解を確認し、両者に違いがある場合は合意形成を図るとともに、チェック項目に「実施できていない」、「不十分である」「気がかりな点がある」などがある場合、その理由や改善の必要性について職員と話し合ってください。
- ⑤自己点検をもとに、改善に向けた取り組みの必要が生じた場合は、職員間で組織的に検討し共有するとともに実施してください。
- ⑥新任職員に対しては、施設内研修等の場を通じ、施設長等からチェックリストの趣旨や項目内容を説明するなどし、徹底を図ってください。

（３）自己点検の手順



児童養護施設における
権利擁護のためのチェックリスト
実施要領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509
ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp>
Eメール zenyokyo@shakyo.or.jp